

幼稚園における特別支援教育の現状: 全国公立幼稚園調査からみた特別な配慮を要する幼児の実態と支援の課題

メタデータ言語: Japanese出版者:
公開日: 2011-08-09
キーワード (Ja):
キーワード (En):
作成者: 佐久間,庸子, 田部,絢子, 高橋,智
メールアドレス:

所属:

URL http://hdl.handle.net/2309/108113

幼稚園における特別支援教育の現状

――全国公立幼稚園調査からみた特別な配慮を要する幼児の実態と支援の課題 ――

佐久間 庸子*・田部 絢子**・髙橋 智*** 特別支援科学講座

(2010年9月27日受理)

1. はじめに

2005年12月の中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」において「幼児段階での早期発見・早期支援が重要であることから、幼稚園及び保育所との連携を考慮しながら、幼児段階における特別支援教育の推進の在り方についても検討が必要」と幼稚園の特別支援教育について明確に言及された。しかし文部科学省は「まず、小・中学校における総合的な体制整備を着実に進め」るとして、幼稚園への支援に関しては後回しにされた。

その後、学校教育法等の一部改正により2007年度から特別支援教育制度が本格的に実施されるなかで幼稚園の特別支援教育体制整備が課題に浮上し、2008年3月に告示された新しい幼稚園教育要領では障害幼児について個別の指導計画や個別の教育支援計画を必要に応じて作成するなど、個々の幼児の障害の状態等に応じた指導内容・方法の工夫を計画的、組織的に行うことが示された。

また文部科学省が2008年7月に設置した「特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議」では「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における特別支援教育の推進体制の整備」「乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援」等が検討課題となり、幼稚園における特別な配慮を要する幼児への支援が論議の中心の一つとなった。2009年2月に調査研究協力者会議が発表した「特別支援教育の更なる充実に向けて(審議の中間とりまとめ)~早期からの教育支援の在り方について~」では、「幼稚園については、障害のある幼児の実態把握や校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名などの基本的な体制整備を早急に図っていくこと」や「教育委員会が首長部局と連携しつつ」「私立幼稚園を含む各幼稚園における障害のある幼児に対する指導力の向上や支援の充実等、幼稚園における特別支援教育を推進していくことが強く求められる」と言及された。

しかし幼稚園の特別支援教育の状況は、2009年5月発表の文部科学省「平成20年度特別支援教育体制整備状況調査」において「小・中学校に比べ、幼稚園・高等学校は依然として体制整備に遅れが見られる」と記述され、2010年4月発表の文部科学省「平成21年度特別支援教育体制整備状況調査」においても全く同一の指摘がなされる現状にある。

以上のように、幼稚園の特別支援教育が遅れていることが文部科学省より指摘されているが、その具体的実態について全国的に調査解明した先行研究はほぼ皆無であることから、幼稚園における特別な配慮を要する幼児の実態や支援体制の全国的な現状とニーズを検討し、幼稚園特別支援教育の体制整備の課題を明らかにすることは不可欠な検討作業といえよう。それゆえに本稿では、全国の公立幼稚園を対象に特別な配慮を要する幼

^{*} 東京都立久我山青光学園

^{**} 東京学芸大学大学院博士課程,成女学園中学校·成女高校

^{***} 東京学芸大学 (184-8501 小金井市貫井北町 4-1-1)

児の実態と支援の動向に関する調査を行い、公立幼稚園における特別支援教育の現状と課題を明らかにすることを目的とする。

2. 研究の方法

調査対象は全国806市区の公立幼稚園であり、806市区からそれぞれ公立幼稚園1箇所を無作為抽出し(公立幼稚園を設置していない市区は対象から除き、政令指定都市においてはそれぞれの区ごとに1つの公立幼稚園を無作為抽出)、抽出された613園の私立幼稚園の管理職または特別支援教育コーディネーターに対して郵送質問紙調査を実施した。

調査内容は①特別な配慮を要する幼児の在籍状況,②入園時の対応,③園生活の様子とその対応,④関係機関との連携,⑤就学の困難・ニーズへの対応,⑥保護者への対応,⑦研修と今後必要と思われる対応,⑧幼稚園の特別支援教育推進に関する自由意見,⑨文部科学省「平成20年度特別支援教育体制整備状況調査」と同一項目である。

調査期間は2009年9月~12月、回答は栃木県、石川県と大分県を除く44都道府県273園から得られ、回収率は44.5%であった(無効回答なし)。

3. 調査の結果

(1) 回答園の状況

回答者の職種は園長が最も多く149園57.3%, 次いで特別支援教育コーディネーター51園19.6%, その他(主任教諭,教務主任,養護教諭等)45園17.3%, 副園長20園7.7%であった。

特別支援教育にかかわる教員免許状をもつ教員がいる幼稚園は28園10.1%(n=276園),その内訳は盲学校教諭免許状3園,聾学校教諭免許状4園,養護学校教諭免許状21園である。その他の特別支援教育に関する資格を有する教員がいる幼稚園は4園であった(n=272園)。また看護師やカウンセラー・心理士などの専門職が配置されているのは24園8.9%(n=271園)であり,その内訳はカウンセラー・心理士6園,看護師4園,認定子育てアドバイザーなど14園であった。

特別支援教育に関する教育理念を明示しているのは76園29.5% (n=258園),「みんなで取り組む特別支援教育~個の発達保障と仲間作り~」「個々のニーズに対応する適切な支援と理解教育の推進」などであった。また障害児在籍に対する助成金制度等を利用している幼稚園は6園2.3% (n=256園) であった。

(2) 特別な配慮を要する幼児の在籍状況

特別な配慮を要する幼児のなかでも発達障害幼児(LD, ADHD, 高機能自閉症, アスペルガー症候群, 広汎性発達障害, 知的障害)の公立幼稚園における在籍状況を表 1 に示した(2007年度: 4.1%, 2008年度: 4.0%, 2009年度: 4.4%)。年度経過とともに在籍人数が増加し、障害種別では広汎性発達障害, 知的障害, 高機能自閉症などが多い。「詳細不明」が多数であった背景には幼児期における障害種特定の難しさが考えられる。

障害の判断理由は「保護者からの届け出」133園62.7%,「医師の診断書」108園50.9%,「園としての総合判断」70園33.0%,「児童相談所などの判定」66園31.1%,「その他」27円12.7%,「担任からの報告」22園10.4%であった(n=212園)。

特別な配慮を要する幼児へ適切な早期支援を行うには入園時の情報提供および保護者の気づき・障害受容が不可欠である。入園に際して障害に関する報告が「保健師からあった」79園(36.1%)、「その他の機関からあった」61園(27.9%)と6割近くが障害について何らかの報告を受けている(n=219園)。「その他の機関」には障害者発達支援センター、保健センターや教育委員会の相談窓口などが挙がった。

しかし障害に限らず健康状態などについて引き継ぎを行っているかを問うと「特に行っていない」が最も多い98園(37.5%),「保健師から乳幼児健診の情報を得る」96園36.8%,「健診結果を必要に応じて幼稚園側から取り寄せる」73園28.0%,「健診の結果を自治体が提供する」15円5.7%であった(n=261園)。「保健センターや保健師についてはとくに個人情報遵守ということで他機関より情報提供を受けにくい」「市の保健センター

表 1 発達障害幼児の在籍状況

			公 立			私 立							
		200'	7年度	2008	3年度	2009	9年度	2007	7年度	2008	8年度	2009	9年度
発達障害幼児の報告人数	名	4	72	6	22	7	756	4	75	5	542	6	37
上記幼稚園の在籍園児数	名	11	.606	15	629	17	199	25	327	27	948	29	545
発達障害在籍率	%	4	1.1	4	1.0	4	1.4]	L.9]	L.9	2	2.2
在籍発達障害児前年度比	%	-	_	13	31.8	12	21.5	-	_	11	14.1	11	7.5
n	遠	1	41	1	81	1	92	1	.50	1	61	1	70
詳細把握ができた延べ人数	名/%	472	100.0	624	100.0	751	100.0	474	100.0	535	100.0	602	100.0
LD	名/%	1	0.2	3	0.5	10	1.3	8	1.7	9	1.7	8	1.3
ADHD	名/%	18	3.8	22	3.5	20	2.7	25	5.3	34	6.4	36	6.0
高機能自閉症	名/%	40	8.5	56	9.0	57	7.6	67	14.1	78	14.6	75	12.5
アスペルガー症候群	名/%	36	7.6	28	4.5	24	3.2	28	5.9	38	7.1	34	5.6
広汎性発達障害	名/%	105	22.2	149	23.9	159	21.2	125	26.4	153	28.6	187	31.1
知的障害	名/%	54	11.4	60	9.6	75	10.0	80	16.9	75	14.0	78	13.0
その他	名/%	86	18.2	93	14.9	164	21.8	93	19.6	106	19.8	130	21.6
詳細不明	名/%	132	28.0	213	34.1	242	32.2	48	10.1	42	7.9	54	9.0
その他の詳細		自ン障症運オーニー	情緒障 小児期障害 小児覚育自 体不 達 演 病弱	達, 発達 壊性難 二語 三語 一 二語 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	達遅滞, 実, 脳性, 弱視, 脊椎遅アト 生ジフトロ	精神遅ア 甲状腺腫性水の サイフィー	帯, ルギー ダギ ル ボ ル ボ ボ ボ ボ ラ 等	自知語症低	三 知 知 明 明 明 明 明 明 明 日 に 物 ア レ ル に ト ア ト ア ト ア ト ア ト ア ト フ ト フ ト フ ト フ ト フ	害, 情に減性して	緒障害, 身体障害 り、白血り 視覚障害 心室中隔	ダウンデ カー 無 カー 無 カー 大 カー 大 カー 大 カー 大 カー 大 カー 大 アー 大 アー 大 アー 大 アー	定, 視認 せん, 視記 う性 の 大, 便 性 為 、等

表 2 「特別な配慮を要すると思われる|「発達が気になる|幼児の在籍状況

	公立	私立	公立	私立	合計
特別な配慮を要すると思われ	6.7	る	しった	えい	(園)
	214	196	36	49	245
る・発達が気になる幼児	85.6%	80.0%	14.4%	20.0%	100.0%
	身		1	(名)	
性別	533	469	147	136	605
	78.4%	77.5%	21.6%	22.5%	100.0%
	有	Ī	無	Ħ.	(名)
障害の診断	254	319	398	246	565
	39.0%	56.5%	61.0%	43.5%	100.0%

に連絡したところ個人情報なので開示ができない」と言われたなどの声も挙がり、幼稚園側の引き継ぎの要望があっても行政や専門機関側の姿勢に二の足を踏んでいる幼稚園の状況も垣間見られた。著者らが行った全国私立幼稚園抽出調査(佐久間・髙橋:2009、髙橋・田部・佐久間:2011)では、入園時に保健所等の専門機関から乳幼児検診結果などの情報提供がなく、保護者の気づきがない場合も多かった。公立幼稚園においても保護者との協力・情報共有の際に「保護者には初めての集団生活で発達障害をつきつけられ理解するのは難しい。しかもまだ「小さい」という思いがあるのでとくに難しい」などと報告された。

「特別な配慮を要すると思われる」「発達が気になる」幼児の在籍状況を表 2 に示した。214園85.6%の幼稚園においてグレーゾーンを含む特別な配慮を要する幼児の在籍が明らかになったが、これは筆者らの全国私立幼稚園抽出調査(以下、私立と略記)の在籍率80.0%とほぼ一致していた。特別な配慮を要すると思われる幼児の総数は680名で、男児533名78.4%、女児147名21.6%が報告された。そのうち障害の診断を有する者は39.0%に留まる(私立56.5%)。

彼らの抱える困難として挙げられたのは「指示の内容を理解する上で特に困難が見られた」322名53.3%(私立52.1%),「課題遂行に注意を維持することができない」343名53.2%(私立60.4%),「仲間と一緒に課題に取り組むことができない」344名49.9%(私立50.8%),「保育の進行の支障となる行為をする」201名31.2%(私立36.2%)であった(n=645名)。

自由記述でも「年々、特別支援を要する園児が増加し、ニーズが高まっています」「グレーゾーンの幼児が

増えている」という意見が多く、特別な配慮を要する幼児や発達・行動が気になる幼児の増加を指摘する幼稚園が多い。しかし「療育手帳を取得している園児に対しての加配は認められているが、いわゆるグレーゾーンの子たちには加配が認められない。国家対策として特別支援を必要とする子への理解を深め、予算化してほしい。手厚い人員配置ができるように」「市では特別支援を要する幼児2名に対して6時間の臨時職員の加配を決めているが、診断書又は専門機関の証明が必要であり、現場では職員の負担が大きくなっている。人的な保障が必要である」といった「グレーゾーン」の幼児に対応するための支援の不十分さが数多く指摘された。

(3) 園生活の様子とその対応

特別な配慮を要する思われる幼児が幼稚園生活で抱えている困難を図 1 に示した。229園642名のデータが得られ、一人あたり平均3.2項目が選択されている。その中で最多の困難は「落ち着きがなく、長い間じっとしていられない」217名33.8%(私立41.3%)、次いで「一人でいるのが好きで、一人で遊ぶことが多い」178名27.7%(私立30.8)、「他の事が気になって、保育者の話を最後まで聞けない」175名27.3%(私立34.8%)、「『待ってて』などの指示に従えない」148名23.1%(私立25.0%)、「話がかみ合わず、コミュニケーションが取れない」147名22.9%(私立22.9%)、「一度主張し始めるとなかなか自分の考えを変えない」141名22.0%(私立21.3%)など、発達障害の特性に関連した項目が多く挙げられた。

特別な配慮を要する幼児に対する幼稚園の具体的な対応(図 2)についてまとめると、「指示の出し方」220園87.3%、「配慮を要する幼児の気持ちを他児に伝える」189園52.8%といった教員の意識や理解の高まりによって実施可能なものが多い。さらに「幼稚園全体での支援体制を作る」187園75.0%、「専門機関の巡回相談を利用する」172園54.4%など、幼稚園内外と連携して支援する体制を整備しようとする姿がうかがえる。しかし「教員数が十分ではない」などの理由から十分な支援には至っていないのが現状である。

幼児の行動面における著しい困難などが原因でおこった不適応行動がある幼稚園は75園(31.3%)と約3割であった(n=240園)。具体的には「クラス一斉の保育や全体集会に参加できない」「周りの雰囲気が理解できず、時ところかまわずしゃべる」「社会性が未発達。集合している場面で保育者の話を乱す言動をとり、活動が円滑に進まないことがしばしばあった」など設定保育や集団行動の場面における報告が多い。また「友だちへのケガ、相手とのトラブルで目が離せない状況がある」など他児に対する暴力・暴言、「音に対する反応が過剰で歌や楽器の時間に耳をふさいだり、廊下にとび出した」などの感覚過敏からくる行動、「急激な変化が予知なく起こるとパニックになり、平常な行動ができなくなる」など発達障害特有の問題を抱えている幼児の様子も挙げられた。

特別な配慮を要する幼児への支援で苦慮しているのは「具体的な支援方法」173園67.3%が最多で、次いで「特別な配慮を要する幼児の保護者が障害受容できていない」120園46.7%、「教員数が十分でない(教員の加配がない)」100園38.9%である(図 3)。「その他」には「保護者の気持ちを考慮し、どのように伝えていくか」「保護者への理解が得られにくい」という意見もあった。保護者の理解が得られないまま支援を行っている例も挙げられている。保護者自身がまだ幼い子どもの障害を受け入れられていない場合も多く、幼稚園ではとくに保護者の障害理解・受容について課題を抱えている。

(4) 関係機関との連携

特別な配慮を要する幼児への支援のために関係機関と連携(n=264)をしたことがあるのは243園92.0%(私立84.0%),とくに多かった連携先は「教育委員会」155園63.8%(私立42.0%),次いで「就学前の療育機関」115園47.3%(私立42.4%),「その他の機関」82園33.7%(私立31.2%),「特別支援学校」76園31.3%,「医療機関」70園28.8%(私立30.7%),「保育所」15園6.2%(私立2.9%)であった(n=205園)。「その他」は福祉部こども家庭課、発達支援センター、子ども発達センターなどである。

教育委員会との連携では「教員の加配」に関する要請や「就学に向けての相談」が多く見られた。就学前の 療育機関との連携では「該当幼児の観察指導と障害の判断や対応について保護者の理解を得るにあたっての助 言等|「園の他に通っている施設との交流(お互いに参観や情報交換)|などの事例相談が多い。

近年、「小1プロブレム」の対応などと合わせて幼稚園から小学校への円滑な移行のために「幼小連携」が取り組まれているが、「幼稚園独自に接続先の小学校と連携を行っている」166園62.9%(私立39.5%)、「自治

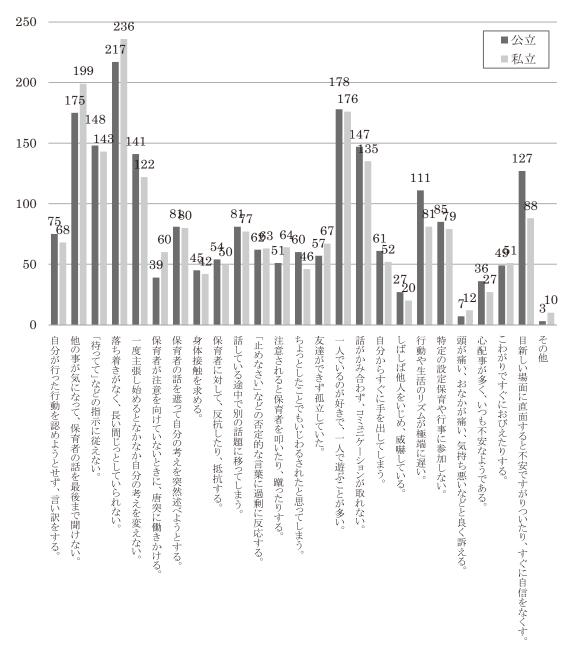


図1 特別な配慮を要する幼児の困難(公立n=642名・私立n=572名)

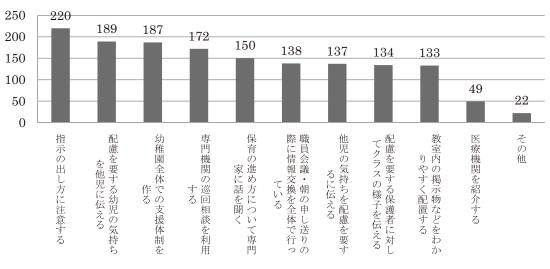


図2 特別な配慮を要する幼児への具体的支援内容(n=252園)

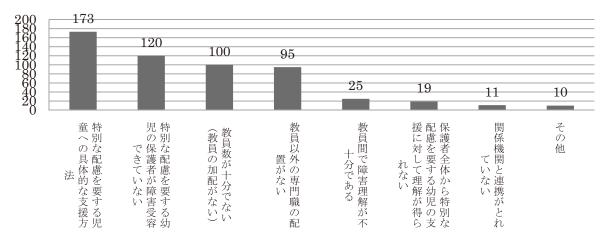


図3 特別な配慮を要する幼児の支援における苦慮(n=257園)

体全体で取り組んでおり小学校との連携を行っている」99園37.5%(私立50.2%)と多くの幼稚園ではすでに何らかの形で幼小連携に取り組んでいる(n=264園)。公立幼稚園では私立幼稚園と比べて独自に小学校と連携を行っている場合が多いが、公立幼稚園は地域の中で公立小学校とのネットワークを構築しやすいことが推察できる。

特別な配慮を要する幼児に関する引き継ぎを行っている幼稚園は240園98.8%で、ほとんどの幼稚園において特別な配慮を要する幼児に関する引き継ぎが行われていた(n=243園)。具体的な引き継ぎ・支援の内容については「当該園児の入学予定校へ出向いたり、小学校側から引継ぎに来園する形で、フェイスシートを含む個別支援の記録をもとに詳しく口頭でも説明」など話し合いの機会を設けた引き継ぎが多い。また「小学校にて近くの幼稚園・保育所を交えて連絡会議を行っている。入学前・入学後の様子を情報交換・参観等をする。巡回指導の先生から申し送り等を小学校へ知らせる」と保育所を含めた連携の中で特別な配慮を要する幼児に関する引き継ぎを行っている例も見受けられた。

著者らが行った全国の市区教育委員会抽出調査では、特別な配慮を要する幼児の引き継ぎや情報の共有など幼稚園と小学校との連携を教育委員会が取り組んでいるかどうかについて問うたが「あり」213か所68.3%、「なし」64か所20.5%、「現在計画中」35か所11.2%となった(n=312教育委員会)。幼稚園と小学校との連携については教育委員会が主導として全国で広まっていることが読み取れた。

(5) 就学に関する対応

特別な配慮を要する幼児に配慮した小学校への移行支援を「行っている」199園81.2%,「行っていない」46

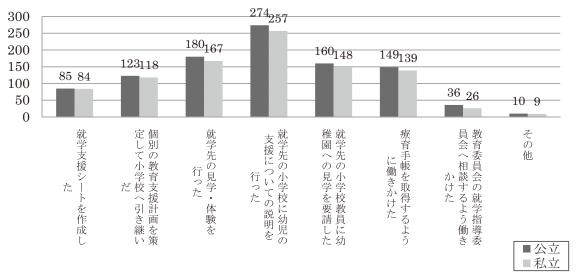


図 4 特別な配慮を要する幼児への具体的支援内容(公立n=273園・私立n=152園)

園 18.8%であった(n=245 園)。その具体的内容は図 4 に示したが,「就学先の小学校に幼児の支援についての説明を行った」が274 園 66.3%(私立88.6%),「就学先の見学・体験を行った」180 園 43.6%(私立57.6%)と多かった。

就学の際の苦慮事項については「保護者の障害受容ができていない」105園38.5が最も多く、「幼児の障害特性・特徴の理解が難しい(教員側)」76園27.8%、「生活習慣や社会性等が身についていない」60園22.0%が続いた(n=273園)。「その他」の意見にも「保護者への伝え方が難しい」など就学を契機に保護者に障害について幼児実態の理解を求めようと保護者への対応に苦慮する意見が見られた。自治体によっては小学校へ幼児の情報提供する際に保護者の了解を得ていないと情報を引き継ぐことができないという状況下にあり、情報の引き継ぎに保護者の理解が必然的に必要になる場合もある。幼稚園は「初めての集団生活で保護者の戸惑いも大きく、なかなか保護者自身がありのままの姿を受け入れることができにくい」ことを危惧している意見が多く出されたが、早期からの保護者支援を積極的に進めていく必要がある。

そのほか「学校の選択について見きわめが難しい。小学校とのカリキュラムの違い,なじめるかどうか心配である」「本人の自己肯定感が下がっていくことが心配」「学校によって支援体制が違い,引継いだ内容が活かされない」というような幼稚園と小学校の引き継ぎの不安が示された。「該当の幼児が進学し,その後の様子を知る機会を設けていただきたい。担任した幼児がその後学校の中で適応できているのか気になっている」という声もあった。

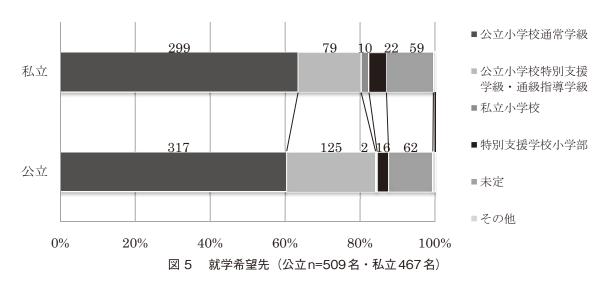
特別な配慮を要する幼児の就学希望先は「公立小学校通常学級」が最も多く317名62.3%, 次いで「公立小学校特別支援学級・通級学級」125名24.6%,「未定」62名12.2%,「特別支援学校小学部16名3.1%,「私立小学校」2名0.4%などであった(n=509名)(図 5)。公立幼稚園から公立小学校への就学希望は約9割であるが,「学校によって支援体制が違い、引継いだ内容が活かされない」との意見もあるように情報提供や連携が不可欠である。

(6) 保護者への対応

特別な配慮を要する幼児の保護者から幼稚園に対し要望があったのは87園36.3%であった(n=240園)。具体的には「1対1でこまやかに支援してほしい。教師を1人つけてほしい」「加配教員をつけてほしい」「就学について不安なので小学校につないで欲しい」「小学校でどのような支援がされるのか知りたい」など、小学校においても引き続き一人ひとりへの丁寧できめ細やかな指導を要望している。また「専門機関での診断結果をみてほしい」「他児保護者の理解」など障害について教師との情報共有や他児の保護者からの理解を求めていた。

子どもの実態に合う支援への要望がある一方で、ごく少数ではあるが「補助員はつけないでほしい」「一人だけ目立つようなことは避けて他児と同様の保育をしてほしい」など支援を避ける要望もあった。

特別な配慮を要する幼児の保護者と「共通理解ができていた」362名60.8%,「保護者が障害理解しておらず理解に食い違いがあり不十分であった」183名30.8%,「共通理解は全くできていなかった」18名3.0%,「その



他」32名5.4%であった(n=595名)。「その他」には「障害があるのかどうか職員も保護者も不安を感じていた」など「グレーゾーン」の幼児の保護者への働きかけが難しいとの意見が挙げられたが、「はじめは受容ができていなかったが、保護者と連携をとるうちに保護者も障害受容が出てきた」との報告もあった。

特別な配慮を要する幼児に対して「他児の保護者から理解が得られていた」のは150 園 62.2%、「幼児に対する不満が出た」28 園 11.6%、「その他」66 園 27.4% となった(n=241 園)。「その他」には「一部親から不満が出たがその時はまだ検査等をしていなかったので、こちらも「一緒に育てていきましょう」と言うしかなかった。不満が幼児ではなく、母親に向くことがあったのが困った。検査の結果 ADHD とわかったが、保護者が踏み切れないので全体に知らせることはできない」などがあった。

(7) 研修と今後必要と思われる対応

教員の園内研修を行っている幼稚園は163園64.4%(私立53.8%)、保護者の研修を行っている幼稚園は23園9.1%(私立5.4%)に対して、87園34.4%(私立45.8%)では研修を行っていない(n=253園)。教員研修の内容は障害の知識や指導方法を扱ったものが多く、研修方法は「特別支援コーディネーターが受けた内容を伝達講習の形で実施」するなどで進められていた。保護者の研修では「子育てのコツ、"コミュニケーション"について」「子どものつまずきの理解と支援」などのように、子育て一般の講演のなかで発達障害や気になる幼児について触れてもらうなど、身近な話題から理解啓発を行う工夫がなされている。さらに発達障害や小学校における特別支援教育についての講習会を設定している幼稚園も複数みられた。

幼稚園の特別支援教育について「推進すべきである」256園99.2%(私立86.0%),「推進しようと思わない」2園0.8%(私立6.4%),「わからない」0園(私立7.6%)であった(n=258園)。公立幼稚園の場合,教育委員会の管轄に置かれていることもあり,筆者らが実施した全国私立幼稚園抽出調査よりも特別支援教育推進に積極的な回答が多い。

幼稚園特別支援教育の推進に関して必要なことを複数回答で問うた(図 6)。「教員の加配」196園75.4% (私立68.9%)を求める声が最も多く、「現在の状況では、学級担任が 1 人で複数の障害児を受け持つことになります。加配の職員も教護教諭もフリーの職員もいないのでギリギリの状況で保育をしています」「公立幼稚園の場合は財源的な援助が非常に受けにくく、とくに教職員体制がぎりぎりの任用にもかかわらず対応職員の加配が全く期待できない現状にある」などの意見があった。次いで「教員間の障害理解を進める研修」195園75.0%(私立68.1%)(n=260園)となり、発達障害等の特別な配慮を要する幼児に丁寧できめ細やかな指導を行うためには教員の人員確保と理解啓発が何よりの課題であることが伺える。さらに「教育・医療・福祉との連携」149園57.3%(私立57.1%)、「教育相談」133園51.2%(私立53.4%)、「教員以外の専門職の配置」133園51.2%(私立42.9%)と続く。

子どもの育ちを支えるために、医師・保健師・その他の専門家や公的機関との連携を図りながら早期に支援 を開始し、その支援を切れ目なく引き継いでいくことが、その後の学校や社会における不適応の予防にとって

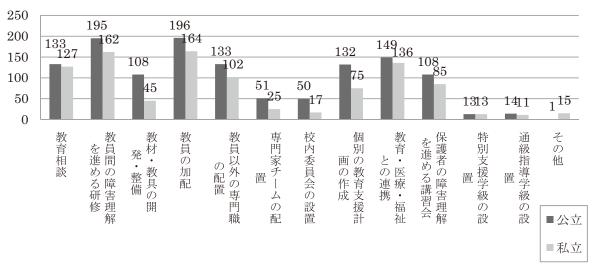


図 6 特別支援教育の推進において必要な対応(公立n=260園・私立238園)

も重要であり、行政を中心として各幼稚園、各専門機関を含めたネットワークの構築は早急の課題である。

(8) 文部科学省「平成20年度特別支援教育体制整備状況調査」との比較

本調査では文部科学省「平成20年度特別支援教育体制整備状況調査」(以下,文科省調査)と同じ質問項目を設け、幼稚園の特別支援教育体制整備状況を把握して表3に示した。

園内委員会を「設置している」127園50.0%、「設置してない」127園50.0%であるが、文科省調査公立幼稚園70.9%と比して本調査では低い結果となった。園内委員会を「設置はしてないが、全員でいつでも対応できるように声をかける」「職員会議、日頃の雑談の中で情報共有する」など小規模園であることを活かして日常的に幼児の情報共有に努めている場合もあった。

「発達障害に関する実態把握」を「行っている」178園72.4%,「行っていない」68園27.6%であり、文科省調査公立幼稚園93.2%と比して本調査では大きく下回る低い結果となった。実態把握の内容には「入園前の健康診断の時に実態把握をしている」「入園時や日常の観察を重視し、職員全員で定期的に話し合いをもつ」「チェックリスト等を用いる」「市教育委員会や保健師と連携して実態把握を行う」などが挙げられた。

特別支援教育コーディネーターを「指名している」183園70.4%,「指名していない」77園29.6%であり、文 科省調査公立幼稚園74.4%と比して本調査では少し低かった。

「個別の指導計画」を「作成している」135園52.5%,「作成していない」122園47.5%であり、文科省調査公立幼稚園42.9%と比して本調査では少し高かった。内容面で「幼児の実態」「学期ごとの目標」「具体的な手立て」「評価」などの記載をしている幼稚園や週案・日案と同じような形で特別な配慮を要する幼児についてまとめている幼稚園など多彩であった。一方、「巡回相談の折にご指導いただいたが発展できない」「以前は個別の指導計画を作成していたが、支援児の数が多すぎて(18名)対応できなくなった」などの実態も挙げられていた。

「個別の教育支援計画」を「作成している」76園29.2%,「作成していない」184園70.8%であり、文科省調査公立幼稚園28.6%とほぼ同じであった。個別の教育支援計画の内容として「出産・発育の様子」「入園時の様子」「健康・生活・学習・社会性コミュニケーションなど幼児の実態」「生活マップ」「学期ごとの目標」「個別の指導計画」「療育と相談の記録」「学校(園)、家庭、各機関の具体的な支援内容」「修了時の園での様子」「保護者の希望」などが挙げられていた。また「市教育委員会の指導のもとに、所定の用紙を使って市で作成している」と回答した園もあった。

「巡回相談員」を「活用している」228園86.0%,「活用していない」37園14.0%であり、文科省調査公立幼稚園74.0%と比して本調査では1割以上多くなっており、全国での巡回相談員の活用が広がっていることがうかがえる。

「専門家チーム」を「活用している」が85園33.7%、「活用していない」が167園66.3%であり、文科省調査公立幼稚園52.0%と比して本調査では大きく下回っている。

「特別支援教育に関する研修の受講」をした教員が「いる」220園87.3%,「いない」32園12.7%であり、文科 省調査公立幼稚園73.8%と比して本調査では1割以上多くなっている。研修受講に対する幼稚園関係者の意欲 関心が高いことが示唆される。

このように文部科学省「平成20年度特別支援教育体制整備等状況調査結果」と本調査を比較すると、「校内(園内)委員会の設置」「実態把握の実施」「専門家チームの活用」では文科省調査をいずれも下回る結果となった。一方、「研修の受講」「巡回相談員の活用」は文科省調査を上回った。教職員の研修や巡回相談員の活用によって、幼稚園における発達障害等への「気づき」を高めようとする様子が伺える。しかしその気づきを継続的な支援につなげていくための組織づくりには遅れが見られ、特別な配慮を要する幼児に対する支援体制はなお不十分であることが明らかとなった。

4. 考察

(1) 公立幼稚園における特別支援教育の現状

本調査で明らかになった公立幼稚園の発達障害幼児の在籍率は4.4%であり、特別な配慮を要する幼児数は

校内 (園内) 委員会の設置		実態把握	実態把握の実施		特別支援教育コーディネーターの指名			個別の指導計画の作成		乍成	
文科省調査幼稚園合計	40.	5%		83.	6%		46.	4%		28.	8%
文科省調查幼稚園結果	公立	私立		公立	私立		公立	私立		公立	私立
文件自调宜 幼惟園和木	70.9%	21.4%		93.2%	77.7%		74.4%	28.8%		42.9%	20.0%
本調査結果	公立	私立	本調査結果	公立	私立	本調査結果	公立	私立	本調査結果	公立	私立
設置している	127園	42園	行っている	178園	143園	指名している	183 園	63園	佐はしていて	135園	55園
双 色 し く いる	50.0%	16.9%	119 (4.2	72.4%	58.4%	相右している	70.4%	25.0%	作成している	52.5%	22.0%
設置していない	127園	206園	行っていない	68園	102園	指名していない	77園	189園	作成していない	122園	195園
改 直 し € √ ・な √ ・	50.0%	83.1%	119 (1.24)	27.6%	41.6%	1 1 日 日 し し い ない	29.6%	75.0%	TF成していない	47.5%	78.0%
n	254 園	248園	n	246 園	245園	n	260園	252園	n	257 園	250
個別の教育支援言	†画の作	成	巡回相談員の活用			専門家チームの活用			研修の)受講	
文科省調査幼稚園合計	20.	7%		60.	6%		44.4%			40	70/
					070		44.	4%		40.	1%
支利火調本幼 新團姓用	公立	私立		公立	私立		公立	4% 私立		公立	私立
文科省調査幼稚園結果	公立 28.6%	私立 15.9%		公立 74.0%							
文科省調査幼稚園結果 本調査結果			本調査結果		私立	本調査結果	公立	私立	本調査結果	公立	私立
本調査結果	28.6%	15.9%	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	74.0%	私立 52.2%	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	公立 52.0%	私立 39.6%		公立 73.8%	私立 31.4%
	28.6%	15.9%	本調査結果活用している	74.0%	私立 52.2% 私立	本調査結果 活用している	公立 52.0% 公立	私立 39.6% 私立	本調査結果いる	公立 73.8% 公立	私立 31.4% 私立
本調査結果作成している	28.6% 公立 76園	15.9% 私立 33園	活用している	74.0% 公立 228園	私立 52.2% 私立 166園	活用している	公立 52.0% 公立 85園	私立 39.6% 私立 63園	いる	公立 73.8% 公立 220 園	私立 31.4% 私立 193園
本調査結果	28.6% 公立 76園 29.2%	15.9% 私立 33園 13.7%	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	74.0% 公立 228園 86.0%	私立 52.2% 私立 166園 65.9%	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	公立 52.0% 公立 85園 33.7%	私立 39.6% 私立 63園 25.8%		公立 73.8% 公立 220園 87.3%	私立 31.4% 私立 193園 78.5%

表 3 文部科学省「平成20年度特別支援教育体制整備状況調査」との比較

増加傾向にあった。グレーゾーンを含めた特別な配慮を要する幼児では約9割の私立幼稚園において在籍が報告された。

自由記述においても「集団生活を行っている中で、疑いをもつ幼児がほとんどである」など特別な配慮を要する幼児や発達・行動が気になる幼児の増加を指摘する幼稚園が多く見られた。「気になる幼児は増えているが発達障害かどうかボーダーラインがわからないためその先の踏み込んだ支援ができないのが現状である」「療育手帳を取得している園児に対しての加配は認められているが、いわゆるグレーゾーンの子たちには加配が認められない」などの現状も浮かび上がっている。幼児期には障害種の特定が難しい状況もあることから「グレーゾーン」も含めた特別な配慮を要する幼児に対する柔軟な措置についても検討する必要がある。

特別な配慮を要する幼児に対して早期に適切な支援を行うためには、入園時の情報提供および保護者の気づき・障害受容が不可欠である。しかし公立幼稚園においても私立幼稚園とほぼ同様に、入園時に子どもの状態について保健所等の専門機関から乳幼児検診結果などの情報提供が少なく、また保護者の気づきがない場合も多かった。例えば「保護者には初めての集団生活で発達障害をつきつけられ、理解するのは難しい。しかもまだ「小さい」という思いがあるのでとくに難しい」「支援が必要を思われる幼児を保護者にそれとなく伝えるが、保護者からの理解が得られず、適切な指導を受けさせることができない」等の意見があった。

また「市として乳幼児健診,三歳半,4歳児クラス健診,5歳児スクリーニングと就学するまでの流れをつくり,発達支援の充実ができるように取り組みを進めている」幼稚園がある一方,保健センターに情報開示を拒否されているという幼稚園もあった。また健診の内容についても「早い時期での状況把握とそれらを支援する体制。現行の保健所の健診では、細かい実態まで把握しにくいのでは」などの意見が示された。それにともない、入園後の保護者との共通理解において苦慮している声が多数寄せられている。

特別な配慮を要する幼児に対応するためには、教員の特別支援教育や発達障害に関する知識・理解を高める必要がある。本調査では特別支援教育に関する研修の受講率は87.3%と高いが、「発達障害についての基本的理解が進んでいない。研修の機会も少ないのが現状である。幼稚園の1日の園生活が多忙をきわめ、研修の時間がなかなか取れないのが現状である。また専門的な先生方が少ない」というように、少子化の影響を受けて経営難から教職員数を減らしている等の状況もあり、幼稚園で研修機会を保障することは難しいという意見も示された。

幼稚園の特別支援教育体制整備の遅れは明らかであるが、幼稚園に対する支援やリソース・ネットワークの

不足について訴える幼稚園も多い。例えば関係機関との連携に関して「保護者に長期間働きかけて、やっと腰を上げて専門機関、病院に出向き、相談をうけてもらうと「なんでもない」「大丈夫」「そのうちに」という返事をもらって帰ってくる。せっかく早期対応で少しでも改善の方策をとろうとしても、時には担任不信におちいってしまう」というように、専門機関における支援が不十分であることも指摘している。

文部科学省が2009年4月に発表した「平成20年度特別支援教育体制整備等状況調査結果」には「平成19年度に障害者施策推進本部(本部長:内閣総理大臣)が決定した「重点施策実施5か年計画」に示された数値目標(平成24年度までに小・中学校の「個別の教育支援計画の作成」が50%、公立幼稚園・高等学校の「校内委員会の設置」および「特別支援教育コーディネーターの指名」が各々70%)については、本年度の調査結果としてすでに達成されたことが確認された」と明記されているが、今回の実態調査では全国実態調査より下回る設置状況になっていることが明らかとなった(園内委員会設置済み:本調査50.0%、文科省調査70.6%、特別支援教育コーディネーターの指名済み:本調査70.4%、文科省調査74.4%)。一方で、文科省調査の結果よりも本調査で上回る結果となった項目もあり(個別の指導計画の作成、巡回相談員の活用)、可能な部分から取り組みを始めている幼稚園の努力の様子が垣間見られる。

(2) 公立幼稚園の特別支援教育推進の課題

幼稚園の特別支援教育体制整備を推進していくことは必須の課題であるが、その際に幼稚園の教育特性や幼児の発達段階を熟考しつつ、丁寧できめ細やかな支援を行える特別支援教育システムのあり方を検討していくことが当面する課題である。今後の幼稚園特別支援教育においては国公私立の区別ないネットワークの構築と対応が不可欠であり、そのための発達障害等の特別な配慮を要する幼児への支援体制整備や専門機関・就学先の小学校等との連携強化は喫緊の課題である。本調査結果をふまえ、そのための検討課題として以下の5点を指摘できよう。

①園内において特別な配慮を要する幼児の支援に向けた話し合いや情報共有が十分に行われているとはまだ言いがたい実態であった。園内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名を早急に行うとともに、組織的に対応できる支援体制の構築のためには、他の学校種に比して教職員数が少ない幼稚園においても設置しやすい校内(園内)委員会のあり方を検討していくことも重要な課題である。

②本調査では発達障害等の実態把握を行っているのは72.4%であった。より適切な支援を行うためには、発達障害に限らず幼児一人ひとりの困難・ニーズをとらえるシステムの確立が不可欠である。乳幼児健診を行う自治体などとの連携を密にし、幼稚園は自治体から引き継いだ情報をもとに入園段階から支援を行い、さらに就学時にも小学校へ支援の引き継ぎができるように、移行支援のツールとして個別の指導計画、個別の教育支援計画が活用される必要がある。

③乳幼児健診における情報を幼稚園に引き継ぎ、教育の場面においても早期に適切な支援を開始する必要がある。「3歳児健診をもっと個別でじっくりと見てほしい。5歳児健診(4歳児後半)を実施してほしい(専門機関の方の指導を受けたい。保護者も理解できると思われるから)」「特別支援に関しては、やはり早期発見早期対応が重要だと思う。この意味からも行政レベルで専門家を配置し、乳児健診等を大切にしていく必要がある」「入園前の状況把握が今一歩できないのでもっと1歳半健診での異常があった場合等事前に知らせてもらいたい」などの要望が多数挙げられている。乳幼児健診は教育委員会や医療・福祉を担当する部署とも連携していく必要がある。

④外部専門機関との連携・協力できている事例の報告は少ないが、連携・協力の要望は高い。「専門的な力を持つ人を養成し、園での対応の仕方をタイムリーに教えていただける体制を整えて欲しい」「幼稚園で困った時にすぐに相談・適確な指導方法を教えてもらえる先生がいてほしい」「園内における幼児への配慮とともに家庭への支援が必要です。特に保護者には医学的立場からの専門家のアドバイスが必要」「幼小中を見渡せる特支専門の教員を教委などに配置する」など専門機関・専門職に対する要望も多い。特別な配慮を要する幼児の支援の課題を幼稚園内で抱え込まず、専門家・専門機関も含んで支援にあたるほか、幼稚園卒園後の適切な就学保障、小学校への移行支援、「療育手帳」等の障害者手帳取得などの福祉的支援へ繋げることも求められている。

⑤「現在の状況では、学級担任が1人で複数の障害児を受け持つ。加配職員も教護教諭もフリーの職員もい

東京学芸大学紀要 総合教育科学系Ⅱ 第62集(2011)

ないのでギリギリの状況」「集団に適応できずにいる幼児への援助は園長が行う。園務で外出も多く,その際はクラス担任が一人で援助しなければならない状況である。加配の必要性を強く感じる」など公的財政措置を強く求める声が目立った。各幼稚園が教員加配,心理士・カウンセラー等の専門職配置,研修などに関わる費用を捻出することはきわめて困難である。さらに人的な面だけでなく「施設面でも,クールダウンする部屋(集団から離れて落ち着ける部屋)も必要」という意見もある。幼稚園の特別支援教育を推進するためにはこうした要望に対する国や行政からの財政的措置は不可欠である。

文献

- 佐久間庸子・髙橋智 (2008) 幼稚園と特別支援教育 特別な配慮を要する幼児の実態と支援に関する動向 —, 『日本特別ニーズ教育 (SNE) 学会第14回大会発表要旨集』, pp.50-51, 大阪市立大学。
- 佐久間庸子・髙橋智 (2009) 幼稚園と特別支援教育 文部科学省施策からみた幼稚園の特別支援教育をめぐる動向 —, 『日本特殊教育学会第47回大会発表論文集』, p.99, 宇都宮大学。
- 佐久間庸子・髙橋智(2009)全国の公立・私立幼稚園調査からみた特別な配慮を要する幼児の実態と支援の動向,『日本特別 ニーズ教育学会第15回研究大会発表要旨集録』, pp. 79-80, 山形大学。
- 高橋智・田部絢子・佐久間庸子 (2011) 幼稚園における特別支援教育の現状 全国私立幼稚園調査からみた特別な配慮を要する幼児の実態と支援の動向 —, 『日本教育大学協会研究年報』第29集。

【資料・質問紙調査票】

幼稚園における特別な配慮を要する幼児の実態と支援に関する全国実態調査

本調査は、全国の公立・私立幼稚園における特別な配慮を要する幼児の在籍状況、本人・保護者の有する困難・ニーズや支援の実態を明らかにし、幼稚園において特別支援教育をさらに発展・充実させていくための具体的な課題を検討していくことを目的としております。以下の質問に対して、該当する番号に〇または空欄に必要事項を記入してお答え下さい。本調査結果は、後日お送りさせていただきますので、幼稚園名等ご記入をお願いいたします。

当然のことながら、本調査は「個人情報保護法」「日本特殊教育学会倫理規程」「東京学芸大学研究倫理規程」等を 遵守して行われ、得られた結果は研究の目的以外に使用されることはありません。調査データは統計的に処理されま すので、幼稚園名等が特定・公表されることは決してありません。

ご多忙な中、まことに恐縮ですが、ご回答いただいた調査票を返信用封筒に入れ、**2009 年 10 月 2 日 (金曜日)**までに送っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

東京学芸大学総合教育科学系特別支援科学講座 髙橋 智

[I	[.ご回答いただく先生]			
1.	職種 ①園長 ②副園長 ③特別支援教育コーディネータ	マー ④その他	ľ]
2.	現任園での在職年数 ①3年以下 ②4~8年	③9~12 年	④13 年以上	
3.	取得しておられる教員免許状・保育士資格、関連資格(例	前:臨床発達心	理士、社会福祉士	:など)
	①稚園教諭免許状 ②小学校教諭免許状 ③中学校	交教諭免許状	④高等学校教訓	俞免許状 ⑤特
	別支援学校教諭免許状 ⑥保育士 ⑦その他の関連	資格()	
[II	Ⅰ. 学校の概要】			
4.	幼稚園名 []			
5.	園の所在地 [都道府県 市区]			
6.	種別 ①公立 ②私立(学校法人・宗教法人・その他)		
7.	園児在籍数【 人 】			
8.	教員数 常勤教諭【 人】 非常勤教諭【	人】	その他()
9.	特別支援教育に関わる教員免許状を持っている教員はおら	っれますか。		
1	宣学校教諭免許状(人)②聾学校教諭免許状(人)	③養護学校教	渝免許状 (人)	④いない
10.	特別支援教育に関する資格(臨床発達心理士など)を持っ	っている教員は	おられますか。	
	①いる()人【資格の名称:]	②いない
11.	専門職の配置はしておられますか。(複数回答可)			
	①カウンセラー・心理士 ②看護師 ③その他【		1	④いない
12.	障害児の在籍に際して助成金などの制度は利用されていま	ミすか。		
	①利用している ②利用していない	③現在検	討中	
13.	特別支援教育に関わる教育理念・教育目標等がありますが	<i>y</i> °		
	①ある ②特にない			
	「①ある」とお答えいただいた方にお聞きいたします。貴	園の目標・教	育理念等をお答え	ください。

【Ⅲ. 特別な配慮を要する幼児の在籍状況と支援体制】

特別な配慮を要する幼児の在籍状況

14. 貴園では発達障害幼児が在籍していますか。障害名が分かる場合は番号を下の表にご記入下さい。いない場合はなしと記入してください。①LD ②ADHD ③高機能自閉症 ④アスペルガー症候群 ⑤広 汎性発達障害 ⑥知的障害 ⑦その他【 】 ⑧詳細不明

	在籍数(人)	障害名(記号—人数)
例	3人	① : 1人 ④: 2人
2007 年度		
2008 年度		
2009 年度		

発達障害幼児が在籍している場合は $14 \cdot 15$ についてお答えください。 <u>在籍していない場合は 16 にお進</u> み下さい。

15. 障害の判断理由についてお聞きします(複数回答可)

①保護者の届出 ②医師の診断書 ③児童相談所などの判定 ④担任からの報告 ⑤園としての総合的判断 ⑦その他【

16. 障害について保健師などからの報告はありましたか。

①保健師からあった ②その他の機関からあった(機関名:

) ③特になし

17. 保育を行う上で、以下に示すような特別な配慮が必要であると思われる幼児、また発達が「気になる」 幼児は在籍していますでしょうか。該当者が1人の場合は1人目の欄に、複数いる場合は順に下の選択 肢からお選び下さい。それ以上いる場合は欄外に書き込んでください。それぞれの幼児について性別もお答え下さい。(複数回答可)

①特別な配慮を要する幼児がいる

②特にいない

人数	1人目	2 人目	3人目	4人目	5人目
性別	男・女	男・女	男・女	男・女	男・女
障害の診断	有 · 無	有 · 無	有 · 無	有・無	有・無
選択肢					

- a 指示の内容を理解する上でとくに困難が見られた
- b 課題の遂行に注意を維持することができない
- c 仲間と一緒に課題に取り組むことができない
- d 保育の進行の支障となる行為をする

入園時の対応

18. 入園に際して、特別支援教育に関する問い合わせに変化はありますか。

①入園相談での相談件数が増えた ②個別の問い合わせが増えた ③特に変化はない ④その他【 】

19. 入園に際して、地域の保健センターや保健師から幼児の健康状態などについて引き継ぎをおこなっていらっしゃいますか。 ①健診の結果を自治体が提供する ②健診の結果を必要に応じて幼稚園側から取り寄せる ③保健師から乳幼 児健診の情報を得る ④特に行っていない

園生活の様子とその対応

20. 特別な配慮が必要と思われる幼児が幼稚園生活で抱えている困難はどのようなものですか。下記の中からお選びください(複数回答可)。

1人目	2人目	3人目	4人目	5人目

a.自分が行った行動を認めようとせず、言い訳をする。b.他の事が気になって、保育者の話を最後まで 聞けない。c. 「待ってて」などの指示に従えない。d.落ち着きがなく、長い間じっとしていられない。 e.一度主張し始めるとなかなか自分の考えを変えない。f.保育者が注意を向けていない時に、唐突に働きかける。g.保育者の話を遮って自分の考えを突然述べようとする。 h.身体接触を求める。I.保育者に対して、反抗したり、抵抗する。 j.話している途中で別の話題に移ってしまう。k. 「止めなさい」などの否定的な言葉に過剰に反応する。 l.注意されると保育者を叩いたり蹴ったりする。m.ちょっとしことでも意地悪されたと思ってしまう。n.友達ができず孤立していた。o.一人でいるのが好きで、一人で遊ぶことが多い。p.話が噛み合わず、コミュニケーションが取れない。q.自分からすぐに手を出してしまう。r.しばしば他人をいじめ、威嚇している。s.行動や生活のリズムが極端に遅い。 t.特定の設定保育や行事に参加しない。u.頭がいたい、お腹が痛い、気持ち悪いなどとよく訴える。v. 一人でいるのが好きで、一人で遊ぶことが多い。w.心配事が多く、いつも不安なようである。x.こわがりですぐにおびえたりする。y.目新しい場面に直面すると不安ですがりついたり、すぐに自信をなくす。

- 21. 特別な配慮を要する幼児に対して行っている具体的対応をお答えください。(複数回答可)
 - ①指示の出し方に注意する。 ②教室内の掲示物などを分かりやすく配置する。③配慮を要する幼児の気持ちを他児に伝える。④他児の気持ちを配慮を要する幼児に伝える。 ⑤配慮を要する保護者に対してクラスの様子を伝える。 ⑥幼稚園全体での支援体制を作る。⑦職員会議・朝の申し送りの際に情報交換を全体で行っている。⑧保育の進め方について専門家に話を聞く。⑨専門機関の巡回相談を利用する。⑩医療機関を紹介する。⑪その他【
- 22. 特別な配慮が必要であると思われる幼児で、行動面における著しい困難などが原因で不適応行動をとるようになったケースはありましたか。
 - ①あり ②なし ③詳細不明
 - ①「あり」と回答された方は、(1)(2)(3)の質問にお答え下さい。
 - (1) 不適応はどのようなものでしたか。

(2)	その際に担任は誰と相談していま	したか。(複数回]答)				
1)!	特別支援教育コーディネーター	②管理職(園長	・副園長等)	③巡回相談員	④療	育機関	(5)
児:	童相談所・発達障害者支援センター	・等の相談機関	⑥その他	()	⑦と	くに相
談	しなかった						
3)	具体的にどのような対応をとりま	したか					

23. 特別な配慮を要する幼児を支援する際に苦慮している点をお答えください。(複数回答可)

①特別な配慮を要する幼児への具体的な支援方法。②教員間での障害理解が不十分である。③教員数が十分でない(教員の加配がない)。 ④教員以外の専門職の配置がない。⑤特別な配慮を要する幼児の保護者が障害受容できていない。⑥保護者全体から特別な配慮を要する幼児の支援に対して理解が得られない。⑦関係機関と連携がとれていない。⑧その他【

関係機関との連携

24. 特別な配慮を要する幼児に対応するために関係機関と連携をしたことがありますか。

<u>①ある</u> ②なし	
↓	
連携をした機関をお答えください。	
①就学前の療育機関 (具体的な支援内容:	
②医療機関 (具体的な支援内容:	
③保育所 (具体的な支援内容:	
④特別支援学校 (具体的な支援内容:	

⑤教育委員会 (具体的な支援内容:)

⑥その他の機関 (具体的な支援内容:

25. 幼稚園から小学校への円滑な移行のために「幼小連携」が行われていますが、貴園では「幼小連携」に どのように取り組んでおられますか。

①自治体全体で取り組んでおり、小学校との連携を行っている。②幼稚園独自に接続先の小学校と連携を行っている。③現在検討中である。④行う予定がない。⑤その他(

26. 問 25 で①、②を選択なさった方にお聞きいたします。小学校と連携をする際に、特別な配慮を要する幼児に対しての引き継ぎや配慮などを行っていますか。

①行っている	②行わない
▼	

具体的な引き継ぎ・支援の内容をお答えください。

就学に関する対応

27. 特別な配慮を要する幼児の就学に際しての問題をお聞きいたします。

(1) 特別な配慮が必要と思われる幼児に配慮した小学校への移行支援を行っていますか。

①行っている

②特に行っていない

(2) (1)で「①行っている」というのは具体的にどのような支援を行いましたか。(複数回答可)

1 人目	2 人目	3 人目	4 人目	5 人目

①就学支援シートを作成した。 ②個別の教育支援計画を策定して小学校へ引き継いだ。③就学先の見学・体験入学を行った ④就学先の小学校に幼児の支援についての説明を行った。⑤就学先の小学校教員に幼稚園への見学を要請した。⑥療育手帳を取得するように働きかけた。⑥教育委員会の就学指導委員会へ相談するよう働きかけた。⑦その他(

28. 就学に関することで困っていること、悩んでいることはどのようなことですか。

①幼児の障害特性・特徴の理解が難しい(教員側) ②生活習慣や社会性等が身についていない。③保護者の障害受容ができていない。④就学希望先の受け入れ例や支援体制に関する情報が不足している。⑤就学希望先との事前の連携が図りにくい。 ⑥専門機関と連携が図りにくい。⑦巡回相談の専門家との連携が図りにくい。 ⑧その他【

29. 特別な配慮が必要と思われる幼児の現在の就学希望先を下の選択肢からお選び下さい。(複数回答)

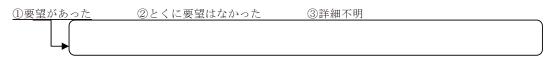
1 人目	2 人目	3 人目	4 人目	5 人目

①公立小通常学級 ②公立小特別支援学級・通級学級 ③私立小 ⑤特別支援学校小学部 ⑥未定 ⑦その

他【】

保護者への対応

30. 特別な配慮が必要と思われる幼児の保護者から幼稚園に対して要望が出されていましたか。ある場合に は具体的にお書き下さい。



31. 特別な配慮が必要と思われる幼児の幼稚園生活や必要な支援について保護者との共通理解はできていましたか。下の選択肢からお選び下さい。

1 人目	2 人目	3人目	4人目	5人目

①保護者が障害受容をしており共通理解はできていた。 ②保護者が障害理解しておらず理解に食い違いがあり不十分だった。③共通理解はまったくできていなかった。 ④その他【

32. 貴幼稚園に通う他児の保護者は、特別な配慮を要する幼児に対する理解はできていましたか。

①他児の保護者から理解が十分に得られていた。②他児の保護者から特別な配慮を要する幼児に対する 不満が出されていた。③その他【

研修と今後の対応

- 33. 園内研修についてお聞きします。
 - (1) LD、ADHD、高機能自閉症、広汎性発達障害の障害理解について、教員や保護者に対して校内で研修会を行ったことがありますか。
 - ①教員に対して行ったことがある ②保護者に対して行ったことがある ③行っていない
 - (2) 研修のテーマ、講師、内容はどのようなものでしたか

内容など

- 34. 今後の幼稚園における特別支援教育についてお聞きいたします。
- (1) 学校教育法等の一部改正により特殊教育から特別支援教育へと移行し、公立小・中学校では特別支援 教育体制の整備が急速に進められています。幼稚園にも独自で特別支援教育の推進事業を行っている ところも見られます。幼稚園においてもいっそう積極的に「特別な配慮を要する幼児」への特別支援 教育を推進すべきであると思いますか。

①考えるべきである②そうは思わない③わからない↓35へお進み下さい(2)へお進みください

- (2) 「②そうは思わない」「③わからない」と回答された理由をお書き下さい
- 35. 今後、特別な配慮を要する幼児を受け入れ、特別支援教育を推進する際に必要と思われる対応をお答え下さい。(複数回答可)

①教育相談 ②教員間の障害理解を進める研修 ③教材教具の開発・整備 ④教員の加配 ⑤教員以外の専門職の配置 ⑥専門家チームの配置 ⑦校内委員会の設置 ⑧個別の教育支援計画の作成 ⑨教育・医療・福祉との連携 ⑩保護者の障害理解を進める講習会 ⑪特別支援学級の設置 ⑫通級学級の設置 ⑬その他【

【Ⅳ. 幼稚園における特別支援教育体制整備】

貴園における特別支援教育の体制整備に関してお聞きいたします。

36. 貴園では園内委員会、又は同等の機能を持った委員会を設置していますか。

①設置している ②設置していない 構成メンバー・委員会の開催の割合などをお書きください。

37. 貴園では、発達障害に関する実態把握を行っていますか。

①行っている②行っていない具体的内容をお答えください。

38. 貴園では園内で特別支援教育全体をコーディネートする立場の方(特別支援コーディネーター)を指名していますか。

①指名している②指名していない指名している方の役職をお答えください。

39. 貴園では幼児の個別の指導計画を作成していますか。

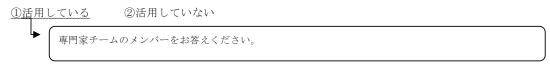
①作成している②作成していない具体的な計画内容・作成の際のメンバーなどをお答えください。

40. 貴園では幼児の個別の教育支援計画を策定していますか。

①策定している ②策定していない 具体的な計画内容・策定の際のメンバーなどをお答えください。 41. 貴園では指導上の助言・相談が受けられるように専門的知識をもった教員・指導主事等の巡回相談を必要に応じて活用されていますか。

①活用している ②活用していない 巡回相談の実施者:①自治体の教育委員会 ②保健所 ③大学など ④その他(

42. 貴園では必要に応じて専門家チームを活用されていますか。



43. 貴園の特別支援教育に関する研修を受講された教員はいますか。



V. 幼稚園における特別支援教育を推進する上でどのような点が課題と思われますか。また地方公共団体や国の施策が必要と思われることはどのようなことでしょうか。自由にご記述ください。

調査へのご協力、まことにありがとうございました。